

立川市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定による。

立川市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

立川市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和35年立川市条例第26号）の一部を次のように改正する。  
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 ……略……</p> <p>2～5 ……略……</p> <p>6 旅行雑費は、東京都外（東京都に存する島しょの区域を含む。）への<u>赴任</u>で片道25キロメートル以上のものについて、旅行中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。</p> <p>7～10 ……略……</p> <p>(旅行雑費)</p> <p>第16条 旅行雑費の額は、別表第2の定額による。</p>	<p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 ……略……</p> <p>2～5 ……略……</p> <p>6 旅行雑費は、東京都外（東京都に存する島しょの区域を含む。）への<u>旅行</u>で片道25キロメートル以上のものについて、旅行中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。</p> <p>7～10 ……略……</p> <p>(旅行雑費)</p> <p>第16条 旅行雑費の額は、別表第2の定額による。<u>ただし、日帰りのときは、市長が別に定める額を上限として実費額を支給する。</u></p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。